

上三川町 通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成30年4月改訂

上三川町通学路安全推進会議

目次

- 1 プログラムの目的
- 2 通学路安全推進会議の設置
- 3 取組方針
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 合同点検の実施、対策の検討
 - (3) 対策の実施
 - (4) 効果の把握
 - (5) 対策の改善、充実
- 4 対策の公表

1 . プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

今後、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、協力して児童生徒が安全に通学できるよう「上三川町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

2 . 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の関係機関による「通学路安全推進会議」を設置しました。

- ・ 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所
- ・ 栃木県県土整備部宇都宮土木事務所
- ・ 栃木県警察下野警察署
- ・ 上三川町（総務課、都市建設課）
- ・ 上三川町教育委員会（町立小中学校（10校）、教育総務課（事務局））

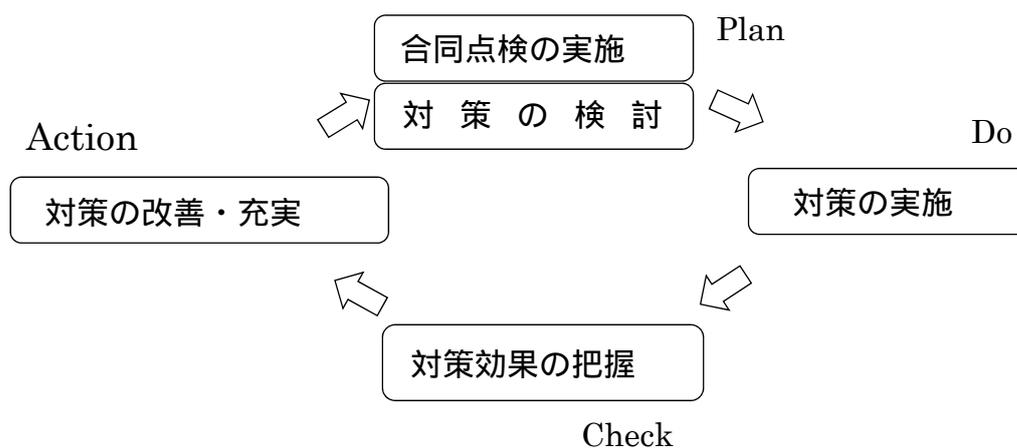
3 . 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 合同点検の実施、対策の検討

合同点検の実施時期等

- ・ 2年に1回、合同点検を実施します。
- ・ 効率的・効果的な合同点検を行うため、事前に各学校に危険箇所の抽出を依頼し合同点検を実施します。

- ・実施時期は、通学路安全推進会議間で連絡調整し決定します。
- ・合同点検の実施時期外に危険箇所の報告があった場合は、適宜関係機関と実施について協議します。

合同点検の体制

- ・合同点検は学校ごとに実施します。
- ・合同点検の体制は通学路安全推進会議のほか、必要に応じてその他関係者等が参加することとします。

対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(3) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連絡を図ります。

(4) 効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、アンケートの実施など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(5) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 . 対策箇所図、対策一覧表の公表

- ・学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、公表します。